

# 岐阜県公報

号外(三) 令和二年八月七日

目 次

告 示

災害救助法に基づき高山市長及び下呂市長が行う」ととし  
た救助の実施に関する事務を行う期間の延長

(危機管理政策課)

一  
ページ

岐阜県告示第三百十四号

災害救助法に基づく救助の実施に関する告示（令和二年岐阜県告示第一百七十九号）  
により高山市長及び下呂市長が行うこととした被災した住宅の応急修理について、その  
期間を次のとおり延長する旨の通知をしたので、災害救助法施行令（昭和二十二年政令  
第二百二十五号）第十七条第一項の規定により告示する。

令和二年八月七日

岐阜県知事 古 田 筆

令和二年七月八日から令和二年九月七日まで

告 示

令和二年八月七日発行

発 行 所 者

岐 阜 県  
県庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三  
一 岐阜文芸社